高槻市公告第 ３２６号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和８年１１月６日

高槻市長　濱田　剛史　　印

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 件名	令和９年度エネルギーセンター余剰電力（非FIT分）の売却	
2 履行場所	高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター地内	
3 履行期間	令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで	
4 予定売却電力量	12,684,000kWh（履行期間内にエネルギーセンターで発生した余剰電力のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）分を除いた全量）	
5 入札参加資格	符号(1)～(7)の条件をすべて満たした者とする。	
	(1) 高槻市において令和8年度入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登録されていること。	
	(2) この公告の日から開札の日までの期間に、高槻市指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。	
	(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業の登録を受けている者であること。	
	(5) 最近2事業年度において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第34条第1項、第3項、第4項の規程により経済産業大臣から督促期限までの納付金未納の公表措置を受けていないこと。	
	(6) 最近2事業年度において、電力広域的運営推進機関から容量拠出金滞納の公表措置を受けていないこと。	
	(7) 経営状態が著しく不健全でないこと。（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）	
6 入札参加申請書類の提出	(1) 提出書類	① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
		② 制限付一般競争入札参加資格等チェックリスト（様式２）
		③ 電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類の写し
	(2) 申請書、仕様書等の交付方法	市のホームページからダウンロードすること。 (https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list70-628.html)
	(3) 提出方法	エネルギーセンターへ持参するか、**一般書留または簡易書留**にて提出すること。 また、提出された書類の返却は行わない。
	(4) 提出先	〒569-0021 高槻市前島三丁目８番１号 エネルギーセンター 保全チーム 電力売買担当
	(5) 提出期間	公告日から令和8年11月30日（月）まで【必着】 受付時間:午前8時から午後4時まで （ただし、土曜・日曜・祝日と平日正午から午後1時までを除く）
7 入札参加資格の審査	入札参加申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年12月2日（水）までに電話又は書面で通知し、「入札書用指定封筒」を発送する。 なお、入札参加資格を認めない申請者には理由を付した書面で通知する。	
8 予定価格	設定あり（非公開）	
9 最高制限価格	設定なし	
10 質疑受付	(1) 質疑は質疑書（指定様式）により受け付け、電話又は口頭による質疑は受け付けない。 ただし、入札手続きに対する質問は電話にて随時受付を行う。	
	(2) 質疑書は電子メールまたはＦＡＸにより提出するものとし、郵送による質疑書の提出は認めない。 質疑書提出後、電話にて質疑書が受信されたことを確認すること。	
	(3) 提出先：エネルギーセンター　保全チーム 電力売買担当　電子メール tak0591@city.takatsuki.osaka.jp	
11 質疑受付期間	公告日　から 令和8年11月30日（月）午後4時まで	
12 質疑の回答	すべての回答を回答書にまとめ、入札参加資格者全員に令和8年12月2日（水）までにFAX又は電子メールにて回答する。	

13 入札方法等	入札参加資格の審査が完了し、「入札書用指定封筒」が送付された者については、下記のとおり入札書等を送付すること。		
	(1) 入札方法は郵便入札方式とする。入札書類の作成要領については、「エネルギーセンター余剰電力売却入札の手引き」を参照すること。		
	(2) 入札者は、積算内訳書に電源種別毎の各時間帯別の入札単価を記載し、その単価に各予定売却電力量を乗じて得た総額を入札書に記載すること。		
14 開札の場所及び日時	(1) 開札日時	：令和9年1月15日（金）午後2時 なお、入札回数は１回とする。	
	(2) 開札場所	：エネルギーセンター　管理棟	
	(3) 入札書到着期限	：令和9年1月15日（金）正午【必着】	
	(4) 入札書の郵送先	：〒569-0021　高槻市前島三丁目8番1号 高槻市 市民共創部 エネルギーセンター　保全チーム　電力売買担当	
	(5) 入札書の郵送方法	：入札書と積算内訳書を入札書用指定封筒に封入して、一般書留または簡易書留にて郵送すること。	
15 開札立会人	(1) 開札立会人の選定	：資格審査後、入札参加者の中から開札立会人を抽選で２名選定し、通知する。	
	(2) 開札立会人の委任	：開札立会人として代理人が出席することを可能とする。（委任状不要。）	
16 落札者の決定方法	(1) 落札者の決定	：開札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	
	(2) 最高入札者が複数の場合	：最高入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。	
17 無効の入札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに入札説明書等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。		
	(2) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。		
	(3) 入札書用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの。		
	(4) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。		
	(5) 入札書用指定封筒に商号又は名称等が記載されていないもの。		
	(6) 入札書用指定封筒記載の商号又は名称と同封された入札書の商号又は名称が相違するもの。		
	(7) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。		
	(8) 一般書留または簡易書留以外の方法で提出されたもの。		
	(9) 入札参加資格があると認めた者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。		
18 入札成立の条件	入札書提出期間終了時点で、有効な入札書が１以上あれば入札成立とする。		
19 保証金	(1) 入札保証金	：　免　除	ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。
	(2) 契約保証金	：　必　要	落札金額の100分の10に相当する額以上を契約締結時までに納付すること。ただし、免除規定あり。
20 その他	(1) 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。		
	(2) 提出された書類等は返却しない。		
	(3) 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。		
	(4) その他詳細については、入札説明書による。		

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

（問い合わせ先）
大阪府高槻市前島三丁目８番１号
高槻市　市民共創部　エネルギーセンター
電話　072-669-1950　　FAX　072-669-1961
電子メール　　tak0591@city.takatsuki.osaka.jp
高槻市ホームページ　　https://www.city.takatsuki.osaka.jp